

令和8年度 技能講習受講料助成事業実施要領

1 目的

農業、林業、建設業及び製造業等幅広い分野で活躍できる技能習得により、様々な産業分野への就業機会を創出することを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 熊本労働局の登録を受けた機関が実施する技能講習を受講し、修了した者に対して、その受講料を助成する。
- (2) 対象技能講習

講習名			
①	床上操作式クレーン運転技能講習	⑥	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
②	高所作業車運転技能講習	⑦	車両系建設機械運転3 t 以上 (整地・運搬・積込掘削用)
③	玉掛け技能講習	⑧	車両系建設機械運転(解体)
④	小型移動式クレーン運転技能講習	⑨	小型車両系建設機械運転3 t 未満 (整地・運搬・積込掘削用)
⑤	フォークリフト運転技能講習	⑩	不整地運搬車運転

- (3) 助成対象者
水俣・芦北地域に在住の方または通勤している方 ※求職者優先
- (4) 助成金額
受講料の半額 (1円未満の端数は切り捨て)

3 助成金申込み手続きの概要

- (1) 申込み方法
協議会ホームページから助成申込書を取得し、協議会宛に提出。
提出方法：Google フォーム、郵送、FAX、電子メール等のいずれか
- (2) 申込み期限
令和8年4月から令和9年3月まで
※原則、令和9年3月31日までに受講が修了する講習のみ助成対象とする。
※また、期限内であっても予算がなくなり次第終了する場合も有り。

4 修了の報告

受講者は、講習の受講が修了した日から1カ月以内に修了証の写し、受講料の領収書の写し、口座振込申出書を協議会へ提出するものとする。

5 助成金の支払い

協議会は、必要書類に不備がないことを確認したうえで、受講者に助成金を支払うも

のとする。

6 助成の取消等

受講者が申込内容に反すると認められる場合には、助成を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

7 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。